

平成19年9月甲良町議会定例会会議録

平成19年9月19日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	山田 壽一	2番	奥山 豊
3番	河上 達次郎	5番	西澤 伸明
6番	藤堂 与三郎	7番	北川 孫之丞
8番	田中 清勝	9番	川副 兵右衛門
10番	大町 善士雄	11番	池田 幸夫
12番	大野 與一	14番	北川 豊昭

◎会議に欠席した議員

4番	中田 要治	13番	宮本 一起
----	-------	-----	-------

◎会議に出席した説明員

町長	山崎 義勝	教育長	藤原 新祐
総務主監	野瀬 喜久男	会計管理者	橋本 敏治
保健福祉主監	山崎 義幸	産業振興主監	中山 進
建設水道主監	茶木 朝雄	人権主監	村田 和久廣
総務課主幹	宮崎 与志男	総務課長	山本 貢造
保健福祉課長	松原 歌子	人権推進課長	米田 義正
学校教育課長	山本 昇	産業振興課長	茶木 作夫
建設課参事	陌間 守		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋 久和	書記	宝来 正恵
------	-------	----	-------

(午前 9時20分 開会)

○北川議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成19年9月甲良町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 川副君および10番 大町君を指名します。

日程第2 これより、一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより順次許しますが、発言時間について申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人60分以内とします。

まず最初に、7番 北川孫之丞君の一般質問を許します。

7番 北川孫之丞君。

○北川孫之丞議員 7番 北川です。

ただいま議長の方から一般質問の許可を得ましたので、質問させていただきます。

本年もあとわずかになってまいりました。ところで、行政の方では6月、7月に各集落におかれまして行政懇談会というものを開催されて、行政側のPRなり、あるいは、これからの施政方針なり、そういうものを住民の方に訴えてこられたと思います。その上におきまして、また、集落の方からは、もろもろの意見等、行政に対する意見等聴取されたことと思います。そのことにつきまして、今後の成果と今後の取り組みについてということで質問させていただきたいと思います。9月の補正におきましても、農村丸ごと保全という問題につきまして、皆、生産組合、大々的に取り組んでおられます。その面におきまして、3集落につきましては予算も計上していただきまして、これから執行していただくわけでございます。その観点から、今後、そういう12月議会あるいは3月議会に向けて、どのような取り組みをしていただいて、各字が、各町内が、自治会が、円満に進んでいただけるように取り組まれるかということの見解だけお尋ねしたいと思います。

○北川議長 総務主監。

○野瀬総務主監 ただいま集落懇談会の成果なり、今後の取り組みについてのご質問をいただきました。

山崎町長になりまして、平成18年度、19年度、2カ年継続した集落懇

談会を実施をしましてまいりました。行政が集落懇談会のテーマといたしましたのは、1つに財政問題、2つ目に農業農村振興という、大きな2つのテーマで情報を提供させていただきました。特に平成16年2月の1市3町の合併協議が破綻をいたしました後、甲良町の単独行政運営ということで財政シミュレーションを出しまして、平成18年度については非常に厳しいシミュレーションでの住民の方にご説明しました。

内容は、平成20年度には、基金のすべてを取り崩して赤字財政になる可能性が高いというお話を18年度させていただきました。1年間の取り組みで、甲良の集中改革プランをもちまして、いろんな改革を取り組んでおりますので、今年度については平成22年度末で基金残高4億3,100万という情報修正をさせていただいて、何とか今後も財政努力をしながら単独行政運営に努力をするというふうな説明をさせていただきました。

2点目は、農業農村振興で、今年は特には農地・水・環境保全向上対策と、ふるさと交流村についてを議論のテーマとさせていただきました。

結果、平成18年度は、延べ339人、平成19年度は延べ300人の出席をいただいたわけでございます。成果といたしましては、1つ目には、住民との直接対話によりまして、町の主要施策の情報提供を行いまして、住民理解を得るように努力をしているという点が1つであります。

2つ目には、平成19年度の意見交換は、フリーということで18年度やったんですが、集落からも情報提供なり、懇談テーマをいただくということで、2つ程度の集落懇談テーマをつくっていただきまして、内容の一端を述べますと、集落施設の維持管理、合併問題、墓地公園の問題、集落ビジョン、防災関係、農業振興、教育問題、多方面なテーマをいただいて懇談をさせていただきました。

3つ目に、その中でも近年、地域防災のテーマでの内容も多く、自主防災組織が各集落でも立ち上がっております。尼子、長寺東、池寺区では、独自の避難訓練も実施をされている状況であります。このことは、今後計画的に全集落に広がるように行政もサポートしていきたいというふうに思っています。

今後の取り組みにおきましては、今後も有意義な集落懇談会となるよう、集落懇談テーマについて、事前に区との協議を経て集落懇談会を開催をしていきたいというふうに思っております。

2つ目には、甲良町は13集落と町行政が相携えて行政運営を行うことが特徴でありますので、さらに内容に工夫をした集落懇談会を年1回は開催していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○北川孫之丞議員 よくわかりました。夜間の懇談会ということで、職員の皆さんには大変ご苦勞いただいたことだと思います。そういうことで、今後、総務主監の方からいろいろと分析されまして、成果が上がっていることについては敬意をあらわしたいと思います。今後、また20年度の予算に向けて取り組まれるわけでございますけれども、それぞれの課題があると思います。率先して取り組んでいただいて、集落で得られた、対話で得られた意見等を尊重していただいて、20年度の予算に反映されますよう希望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○北川議長 北川孫之丞君の一般質問が終わりました。

続いて、5番 西澤君の一般質問を許します。

5番 西澤君。

○西澤議員 質問に入らせていただきます前に、時間制限の問題について一言発言をしておきます。今回、60分という制限が議長の権限によって加えられました。これは、以前から問題になっていました、質問時間の制限、1時間以内というように言われていましたが、申し合わせそのものはございません。という点でも、ぜひとも改善を図っていただきたいというように切に思います。

とりわけ、分権時代と言われる中で、民主主義の大前提は、活発な論議であります。とりわけ言論の府と言われている議会での、住民の代表たる議員と行政の論議が不当に制限されてはならないものであります。私は、無制限とは言いませんが、現行の議会規則では、1質問3回と定めておりますので、おのずと時間制限が加えられてまいります。そういう範囲内で議員の裁量、また、良識に基づいて論議されるべきものだと思います。時間制限が加えられるならば、せめて質問時間、当局の答弁の時間は抜くべきだということを強く思います。

といたしますのは、当局の答弁も、いろいろと日常の行政、課題、そういう問題点を日々考えておられるところでありまして、また、住民代表の議員にも理解をしてほしいというところで、いろいろと述べられる点でもあります。また、今後の計画についても行政の側が考え、また、施策を実行する上でのいろんな諸課題、これを議会に、議員に提示をするという点でも大事なところでもありますから、私は一般質問の、きょうの60分以内に入れること自体も行政の枠をはめる、遠慮を加えるものになるという点で、ぜひとも撤回をしていただいて、時間制限を加えるならば、質問時間、議員の質問だけというようにぜひともしていただきたいことを、指摘をまずしておきたいと思います。

そこで、きょうは、公有地の問題についての質問であります。事業の残地

の過去と現在、問題点について、解決のために何が必要かについてお尋ねするものであります。町の所有地に建物が建設されて、庭石が置きっぱなしになっているという発見から始まって、固定資産税をかけることを怠っていたことが発覚をし、土地代金を徴収していなかったこともわかり、監査結果では、放置土地は51カ所、約1万6,000平方メートルも存在することがわかりました。ところが、それらにとどまらず、まだ相当数あるとの答弁であり、しかも、財産台帳に登録されていない浮き土地であることも明らかになりました。ある議員は、ここまでよくやっていただいたなどと委員会で発言しましたが、とんでもありません。私の追及をきっかけに、当時の大町監査委員の指摘がなかったら、このでたらめさをみずから町民に報告することは一切なかったのであります。

現に、平成8年に開催された残地検討委員会で提出された残地リストでは、既に占有されている土地などは7カ所抜けております。これらの財産管理状況から見えてくる問題点は、同和対策事業で町民から貴重な財産を提供いただいたという基本認識が欠落しているのではありませんか。今に及んでも同和の意向の配下から抜け出せないのではないかと考えていますが、人権主監の見解を求めるものであります。

○北川議長 人権主監。

○村田人権主監 ただいまのご質問でございます。特別立法が終わり、また、監査委員さん等のご指摘もございまして、現町長のもと、ご指摘の残地整理は、地元と役員さんとも協議をし、進めているというような状況でございます。ただ、一部不法占有の箇所につきましては、相手さんとも協議をし、撤去等をしていただくようにお話し合いを進めているというような状況でございます。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 木で鼻をくくったような答弁というのはこのことだというように思います。新たに問題点が発覚をしたのではありませんか。きのう、ある町民から連絡がありました。町が新駅、つまり呉竹駅に用意している土地を、既に誰かに売却をするというのを口約束をした。それは以前から、山崎太美前課長から、いろんな問題があったときにはぜひとも声をかけてほしい、そうしますということで約束をしていたのに、何たることだという抗議の電話であり、ぜひともそういうでたらめさを変えさせてほしいと、こういう要望でございました。

そこで、なぜこうも大量の土地が使い道もなく残ってしまったのか。担当課としてはどのような認識、総括に到達しているのか。ここを総括抜きに正常な問題解決の入り口にすらたどり着けない。つまり、非は非で町民に深く

おわびをすることから始まるのではありませんか。今回、占有者や関係者からも意見を聞くことができましたが、共通しているのは、土地分譲の話をつけるのは同促役員だというわけです。町が責任を持ち、自立促進など、事業の本来趣旨に従って公平公正に進めてこなかった姿勢を、今の時点に立って率直に反省しなければならないのではありませんか。この点について、人権主監と総務主監に見解を求めたいと思っています。

○北川議長 人権主監。

○村田人権主監 まず、同促という協議機関は、一応終了しておりますので、今は区と協議をしているということでございます。それで、ただいまの議員さんのご質問でございますが、町として同対事業の趣旨、目的に沿って公共用地は当然求めさせていただきました。ただ、処分が正直できていないというご指摘もあるということも認識しております。ですから、そういう土地の処分を今後はしっかりと推進していくということで、今現在進めているという状況でございます。

○北川議長 総務主監。

○野瀬総務主監 私の見解を求めました。特には用地問題については、町長からも促進するようという指示が出ているところでございます。もちろん、土地それぞれの内容分析をするというのが前提であります。特には地区内の住環境整備におきましては、住宅除却をやって、その土地については全筆買収、そして、道路整備なり地区内分譲住宅、宅地というものを再整備をしてきました。したがって、人権主監がたびたび申しておりますように、全筆買収をした後の分筆登記等々の整理という点で、登記整理に手間取っているというのも事実でございます。

したがって、町全体は、内容分析と新たな取り組みをするわけですが、新たな行政手法によりまして、登記進捗対策も検討して対策を講じることが必要であるというふうに考えております。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 私の聞いているのに、人権主監はまともに答えていただけていないんです。処分ができていない理由は何かということを経済したのかということなんです。裁判の資料でも、裁判の資料に求めるまでもなく、呉竹駅の新駅のための用地が残っています。しかし、その真ん中にあるAさんに土地を売却して、新駅の用地の中に民家が建ってしまうこととなります。今回問題になっているのは、その端のもう一つ、三角地のところ。新駅の計画はなくなったのかという点でも全くあいまいです。それから、用地買収、用地を取得するとき公共団体が、利用目的がはっきりとして、だから要するというので購入をする。ところが、今回のこの残地は、とにかく買って置く

ということがいっぱい目立った土地が山積しているわけではありませんか。新幹線と近江鉄道の間、利用のしようもないところを買っていますよね。こういうなのは、三角地も、整理した段階で三角地になったというのならわかりますが、最初からそういう利用のしようがないところも町が買っています。

それから、県の情報公開請求で、私、資料を取り寄せていますが、現在も取り寄せ中です。その中には、道路で拡幅、例えば、2メートル拡幅しますということで2メートルの用地を拡幅するのかもしれないと思ったらそうじゃなくて、全部の筆を買い込んでいます。こういう方法でいっぱい残地ができてしまったのではありませんか。教えてください。

そして、同じく呉竹新駅の計画は、いまだにしようとしているのか、それとも、その目的で購入したのかどうか。これ、適化法との関係で、県の環境改善事業の利用目的で購入した分があれば、県の補助金の目的の範囲からも逸脱する。この点ではどうなんですか。

○北川議長 人権主監。

○村田人権主監 ただいまの、新幹線と近江鉄道の間土地という形のものにつきましては、同対事業を進めるにあたりまして、当然、田んぼなり畑も買収をさせていただいております。それは補助対象とかいうものではなく、当然、代替地を求められる方も多々あったということで、代替地を、渡す土地を確保するという意味合いで求めていた土地も正直ございます。そういう点からも、事業の進捗にはそういう土地も必要であったということでご理解をお願いしたいというふうに考えておりますし、また、道路拡幅で2メートルのところを全筆というような形のお話でございますが、当然、家等に支障がなければ分筆買収という場合も想定をしておりますが、いかんせん、同和地区の敷地面積というのは小さいというところが、正直な今までの事業の中でございます。そういう中でその部分だけを買うということでは事業の進捗がなかなか難しいという点で、全筆という場合も正直ございます。そういう点から、土地の取得を進めさせていただいておる。

しかし、それはあくまで認可をいただいて、当然、不要な土地については地区内分譲という形、また、隣地払い下げという形で処分をしていくということで、計画に基づいて進めさせていただいていたものでございます。

それと、新駅の関係でございますが、今、地元と実際の実現に向けての協議も進めさせていただいており、地元として断念やむなしというような意見もいただいております。その部分について、正式には今年度中に詰めていただくということで、地元との協議を進めさせていただいているという状況でございます。

当然、そうなれば、公共用地の払い下げを進めるのか、また、違う公共用

地として活用するのか、そのあたりも具体的には地元とも協議をして進めさせていただくというような状況になろうかというふうに考えております。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 小さい2に進みますが、人権課長、うそについては困りますよね。新幹線と近江鉄道の間のところは、代がえを希望する人、つまり、土地を持っている人が、新たにこっちへ移ってくれという有利なところを用意せなあかんわけですよ。ところが、新幹線と近江鉄道に挟まれたところは日も当たりませんよ。排水も悪いですよ。そういうところをなぜ代がえの希望者があらわれた場合にとということであるのかも非常に疑問でありますし、買収そのものも目的に非常に不備なところがありますし、という点では、事実関係も明らかにしていただく必要がありますし、事実と違うことを述べていただいたら困るというように指摘をしておきたいと思えます。

2つ目ですが、公募売却は厳正に行われているか。先ほどの1とも関連をします。昨年8月に、5筆が公募をされ、売却をされましたが、その際の対象利用目的に反しているところはないか。どのような把握をしているのか。すべて趣旨にのっとって利用されていると報告ができるのか。現在、家が建築途上、それから、建築完了も含めて、5筆のうち2カ所ですよ。これはどうなんですか。

○北川議長 人権主監。

○村田人権主監 去年の公募につきましては、一応、おおむね3年以内に住宅の建設をお願いしたいということで、購入者等に話をさせていたいただいている状況下で公募をさせていただきました。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 ある町民が、町職員が落札したけれども、半分はログハウス、半分は駐車場。しかも、その駐車場は別の所有者です。このことは把握をしているかどうか。その管理者も落札をした町職員となっています。また、又貸しになっている実態をある町民が突いたんです。それは言わんといってくれということで人権主監が言ったというて聞いています。しかも、これをめぐっては公募売却、つまり土地を欲しい人は何人もおられます。ある町民の方に、あんたには便宜をかけていると。恩義をかけているみたいなことを言ったそうではありますが、そういう便宜をかけている人があれば、その一方で便宜をかけられない人が出てくるということではないんですか。不公平な扱いをしている。しかも町職員が落札をして、又貸しをして駐車場に貸しているんですよ。現実には起こっています。どういう言いわけをしようが、尼子団地の中で知らん人は誰もいはいりません。町職員でありますし、非常によくわかります。こういうことを許しておいていいんかどうか。この点についてお答えく

ださい。

○北川議長 人権主監。

○村田人権主監 ただいまの議員のご指摘で、町職員が落札したところは、今、家を建てておられますので、ちょっと勘違いではなかろうかというふうに考えております。ただ、今、ご指摘の部分のところにつきましては、私が便宜を図っているとかいうことは、私はないというふうに答弁をさせていただきたいというふうに思います。

また、職員が、確かにログハウスを置いているところにつきましては、前々からも注意をし、公募する前にも確かに置いておりました。そこら辺は撤去をさせて公募をちゃんとさせていただいたという経緯がございます。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 どういうごまかしをさせていただいているのかわかりませんが、駐車場が横にあるのを見ていないんですか。それは本人の駐車場じゃないでしょう。あんな4台も5台も、その町職員が持っているんですか。この点、どうなんです。

○北川議長 人権主監。

○村田人権主監 駐車場をしておられるのは、購入された方です。

○北川議長 西澤君、次、4回目なので、まとめてください。

○西澤議員 次に進みますが、駐車場は、経営しているとなると兼務違反ですよ。この点についてもきちっと、野瀬主監も指導していただかなければなりません。

そこで、次に進むわけですが、同対事業で整備した公園、緑地の管理と駐車場の委託がされていると聞きました。私も調べてまいりまして、事前に人権主監に問い合わせをいたしましたら、2カ所ということでありましたし、今回、もう1カ所許可をするということでもあります。こういうことについての、なぜこういうようになったのか。そして、現状はどういうようになって、つまり、駐車場収入は町に入っているのかどうかですね。どこに入るのか、どこが管理しているのかをお答え願えますか。

○北川議長 人権主監。

○村田人権主監 事業で整備させていただいた公園・緑地というものが確かに地区内にも沢山ございます。当然、公園の管理というのは地元をお願いをしております。が、近年のテレビゲーム等の普及等で、外で遊ばれる子どもさんもかなり少なくなったというような現状から、管理が十分にできていない状況でございます。

そういう中で、呉竹区なり、また、むらづくり委員会で路上駐車を減らすというような目的なり、また、管理環境の整備という目的によりまして、役

場等とも協議がございました。そういう中で、現在、県道の踏切を渡りましたところ、お地蔵さんのところで先人の銅像建立ということでの整備1カ所、それから、駐車場を設置いたしました公園整備というのが3カ所、今現在完了しております。

当然、整備された公園・緑地の使用、管理につきましては、今現在、管理委託契約というものを区と結ぶ予定でございます。この契約は、当然無償ということを考えておりますが、今後の管理を地元ですということ明記し、将来については当然すべての公園というものを考えているという状況でございます。

また、駐車料金を区がとっているというようなご指摘でございます。区の方とも協議をさせていただきまして、無償では場所の取り合いとか、いろいろな問題が発生することが懸念されるということで、自治会として検討をされ、実施されているというようなことで、自治会に管理委託をお願いするというように、その辺は問題ないというふうに考えております。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 答弁を聞いておりますと、こんな甘い、ええとこはないなど。駐車場ができてから何年たちますか。契約なしで駐車場ができ、そして、町民は既に駐車料金、年払いですか、だと思えます。払っている。町は契約をとってないですやんか。今、答弁で、予定だというて言われました。全くでたらめな管理。しかも、これ、公園と呼べるような場所でないところ、つまり、犬が飼ってあり、草がぼうぼうで、それから、台風みたいな突風が吹いた後、ごみ施設が倒れ込んで、倒れたまま、散乱しています。どこやわかると思えますが、こういうところは幾つもある。

それから、昨今、子どもが室内でのゲーム等とされました。近所の町民の方は、公園ができてから子どもが遊んでいる姿を見たことないと言っているんです。設置そのものに目的外、つまり目的が全く外れていたということの本気で総括していない証拠じゃないですか。この点については、どちらに責任があると考えているのか。つまり、地元に委託する、お任せする。地元がやっていないからだといって責任をなすりつけるのか、それとも、町側にきちんとした責任を持とうとしていないのか、この点にいて、これも総括をする総務主監と人権主監、まず人権主監、お願いします。

○北川議長 人権主監。

○村田人権主監 当然、最初に公園を設置したのは町でございます。その設置に向けて地元とも協議をして設置をさせていただいたわけでございますので、何も地元に責任転嫁をするというようなことは全然考えておりません。そういう意味から、何とか公園の環境整備という点を話し合いの中でも協議

をさせていただいて、このように進めさせていただいているというふうに考えております。

○北川議長 総務主監。

○野瀬総務主監 細部については、個々の内容については、人権主監がお答えしたとおりだと思います。当初の公園・緑地の設置については、当初の地区内の住環境整備時点で適正な公園・緑地配置計画というものに基づいて公園が設置をされているというふうに、基本的にはそういう目的でつくられているわけです。

さらには、震災のときにも、公園等々が有効な機能を果たしたということもありますので、地区全体の整備状況やとすると、地区内には公園・緑地が必要だということでございます。

しかしながら、議員ご指摘の、目的のほかに使っていると。例えば駐車場ということですが、これについても、地域の実情をふまえて検討の結果、駐車場に目的変更されているというふうに理解をされています。本来的には町有地でありますので、町の管理ということになりますが、駐車場という性格上、現状では住民により近い区の方で管理をゆだねているというふうに理解をしているところでございます。

ご指摘の公園・緑地、公共用地の管理がそれでいいのかということについては、今後、あるべき方向を見出すべきだというふうに思っております。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 町長に最後、お尋ねしますが、小さい1、2について、公有地の管理、これはあまりにもルール逸脱が、もちろん町民の側がいろんな無理難題、言うてきますよ。しかし、町政の側がルールどおり、ルール逸脱したことについては、きっちりとだめなことはだめ、整理を、路線を引くという点で、新しく就任をされて、しかも2年が経過いたしました。この状況、私は自治の構築、町民が暮らしよい環境をみずからつくろうなということで話し合いができる環境を、いろんなルール破りがいっぱい放置されているものですから、話し合いすら自体できない状況を幾つも聞きます。そういう点では、町長の見解を求めるものであります。

○北川議長 町長。

○山崎町長 今の問題でありますけど、個別のことにつきましては、ただいま総務主監なり、人権主監が話したとおりでございます。ただ、私も就任以来、この同和対策事業の総括を行ってまいりました。特に呉竹地域における駅の計画なり、残地の問題については、積極的に推進するように指示をし、みずからも陣頭指揮をとり、前回の質問の中でもお話ししましたように、客観的にすべての判断をしながら私は進めております。駅の計画につきましても、

これはその必要性からして、私は廃止するような働きかけを地元にもするようにも話をしております。

また、土地の払い下げ、そして、公園管理につきましても、これは全町内でいろいろな公園ができています。施設の造成のときには改良区の事業なり、町の事業なりということではいろいろやってきました。やはり将来的にはそういう公園等の管理についても、全町同じレベルでなければならないということを考えておまして、数多くつくられた公園、議員が指摘のとおり、いろいろ放置されたり、目的外に使われたということもありますし、管理の問題でも、うちの職員が出ていってやっているというようなどころもございます。本当に地元が必要であれば、そういった管理も徐々に地元でやっていただきたいというように思っておりますが、何せ、やはり同じようなレベルで全町的にこういった管理も含めて進めていかなければならないと思っておりますし、また、土地の問題につきましても、これはいろいろと課題が本当に沢山あるわけでございます。いろいろその解決に向かっても、またまた問題もあるわけでございますけど、そういうことにひるまずに、ぜひ積極的に推進をしていく覚悟でございます。

ただ、先ほどから聞いていますと、駅の用地について、既に払い下げの約束がされているというようなことを議員から指摘されました。それは、本当にそういうものがあれば、私は職員がそういう約束をしたのであれば、処分も含め、厳しくやっていきたいと思っておりますので、この場で明らかにしていただきたいと思っております。

○北川議長 西澤君、再々が終わりましたので、まとめてください。

○西澤議員 1つの事例では、土地の問題に限らず、ごみが山積をする。その前の方が片づけても片づけても、空き缶、ペットボトルがぼいぼいほられてくる。たまりかねてセンターへどきっとトラックで持ち込んで、その後、区長さんと役員さんが分別をされている姿を見た人から報告がありましたが、そういう点でも、このまちを、自分の住んでいるまちをよくしよう、こういう点でも、自治が、今、働かない状況になって、そのもとで、やはり筋を通して、まずは逸脱は許さないという点で、町長、それから職員はじめ、毅然と対応してもらおう。その上で、いろんな住民合意が大事ですから、上からの命令だけではなくて、いろんな点の工夫を進めていただきたいというように思うんです。

そこで、次に進みます。

妊婦健診の公費の負担の拡充の問題なんです。厚生労働省が、今年の1月、通達を出しました。通達の中身は先に言ってしまうんですが、19年度の財政措置で妊婦健診も含めた少子化対策について、総額において拡充の措置がな

された云々と、公費負担について相当回数の増が可能となることからというように、希望を述べています。指示の文章では全体としてないと思いますが、そういう点で妊婦の精神的安定、それから、健康の保持ということをかんがみて、その必要性を説いています。この点について、まず担当課の受けとめはどうだったのかとお尋ねいたします。

○北川議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

1月16日の厚生労働省からの通達文書、内容については十分承知しております。受けとめはということでございますが、子育て支援から考えましても、より回数を増やすということは重要なことでございます。できれば5回程度の公費負担で妊婦健診を実施していければという思いは持っております。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 最初に結論で、端的に前進をする方向、つまり、現在2回公費負担の、県が手帳が発行される時に入っているというように思いますが、この中でも、子育て支援の中でも家計への支援を行うこと、これが非常に大事だと思います。この通達でも述べています。精神的な孤立、不安定の解消に貢献するというように現場の保健師さんなどは考えておられたというように思いますが、ぜひとも実現をしていただきたいというように思うんです。

通達の時期から見ても、当初予算、それから、遅れても6月補正、そして、この9月補正で上がってこなかったのがとても残念であります。妊婦さんの不安や健康とともに、経済的な不安が大きいと言われてることへの思いやりに寄せる必要があるわけですが、この当初予算、それから6月補正、そして、この9月補正で上がってこなかった主な原因について、どのような町内での検討だったのか、お尋ねをいたします。

○北川議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 平成19年度の地方財政措置として、国は子育て支援事業、国では700億円の枠でございますが、町では120万円程度の交付税の増額となっていると聞いております。甲良町におきましては、子育て支援事業のうち最も重要としまして、新規事業、平成19年度の事業に、特定不妊治療の助成事業を実施しております。いわゆる少子化対策の一環でございます。その他、妊婦訪問や、あるいは乳幼児の訪問、そして、新生児の訪問といった内容で充実をしております。妊婦さんや新生児を持つ母親、特に精神的に悩みをお持ちになっているハイリスクの妊婦さんもおられます。そういう相談役として助産師の雇い上げも計上しております。直接訪問させていただいて、内容を聞いております。

以上のようなことで、母子保健の取り組みを、平成19年度はそちらの方

を優先的にさせていただいております。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 そこで、小さい2に進みますが、この通達で述べている、相当程度増額したというように、これ、含めてなっていますので計算しにくいのかなと思うんですが、実額でわかれば、どのぐらいが増額されているのか。そして、公費で2回を5回にすれば、どれだけの公費負担、つまり町の財源が必要なのか、試算をされていましてらお答え願いたいと思うんです。

○北川議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 公費負担でございますが、2回を3回にするということで、合計5回になります。1回5,000円、医療機関によって違うんですが、1,250円から5,000円まで、各医療機関によって健診の金額がまちまちでございます。そういうことで、本日、県の方では会議を開いておるということを知っております。ただ、試算しますと、例えば、きのう現在で母子手帳が30冊出ております。それを1年で計算しますと、60冊の予想で計算します。5,000円掛ける3回、追加の分ですね、3回掛ける60人で、約90万の追加の費用と計算はしております。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 最初に、国の方の増額分がどのぐらいになるか計算できないのか、それとも、できるものであれば示していただきたいというように思うんです。今、先ほど、限度額5,000円で計算して、2回を5回にすれば90万という回答がありました。私の試算は、50人の計算ですが、国が定めている望ましいという方向、10回に充実すれば200万ですし、それから、14回が望ましいという方向を示していますが、そうしますと、その範囲内で十分いけるというように思いますが、そこの最初のところ、国が示している増額分、どのぐらいになるのか、わかりましたらお願いします。

○北川議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 国が特別措置で700億を見られました。実際、町に配分が回りましたのは120万円。これは、特別、今の妊産婦の健診という枠にはまらず、子育て全般に使っていただきたいということで、先ほど担当課長が申し上げましたとおり、19年度、少子化対策として特定不妊治療費、これを、うちは年間10万円の5年間見ていこうというような事業やら、また、助産師を特別雇い上げての妊産婦の訪問とか、子育て支援センター、措置を全般で行っております支援センターを拡充するというような方向で、その活用はさせていただいております。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 先ほど、前に開かれました決算特別委員会で、藤堂議員の質問に

答えて、子育て支援の所長さんが、他町にはない取り組み、他町からよさを求めて来られるという、そういう精神的、また教育的なサポートとあわせて家計を応援する。そして、不安を解消する大事な1つとして充実させていただくことを求めて、次に進んでいきます。

広域行政とごみ問題であります。ごみ問題は、昨年12月議会で取り上げて、私どもの見解をかいつまんで紹介させていただきました。今回は、甲良町でのごみ行政を考える上で、幾つかの課題について取り上げてみたいと思うんです。

1つは、湖東広域衛生管理組合における現状と課題、これを、全般であります。どのような状況なのか、ご報告願いたいと思います。

○北川議長 宮崎総務課主幹。

○宮崎総務課主幹 ただいまの西澤議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

湖東広域衛生管理組合における現状と課題でございます。事務局に確認をいたしましたことについてお答えをいたしたいと思えます。リバーセンターのごみの処理事業につきましては、可燃ごみの受け入れ量についてでございます。平成14年度の9,429トンピークに、なだらかな減少傾向が続いておりました。平成18年度では9,299トンございました。今年度のごみの受け入れ量につきましては、リバーセンター全体として前年度と同程度と推測されております。このことから、現状の運転管理を今後もしていくと、していく必要があるというふうに聞いております。

しかし、施設稼働が、稼働以来10年が経過いたしておりました。設備の老朽化と摩耗によりまして、修繕費用の増加が懸念されるということ聞いております。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 決算の資料でも、今、課長が報告いただいたことは述べているわけですが、甲良町の1つの枠組みの行政という形で考えてみれば、私は一番の難点、これが広域組合であることから、ごみ問題が身近でない。どこかのまちで、離れたところで処理をされているという意識が非常に、行政も私たちにも強いというように思うんです。他町との足並みがそろわないことには新しい取り組みが進みにくいという欠点があるというように思うんです。

また、広域議会では発言をさせていただきますのは、ほとんどが我が党の三議員がいますが、その三議員だけというようになります。これも関心の薄さを助長させているというように思います。

このようなことをふまえて、行政が現実の問題にどう対応してきたかの総括が欠かせないというように思っています。これは県の指導による広域化に

移行し、私どもは現在よりもさらに広域化、巨大化させる必要はさらさらないと考えるものでありますが、その広域化の協議の中に加わっている行政としては、今の根本の問題、つまりリバーズで処理をされ、処理をされた固形化燃料が北海道へ飛んでいく。運んでいくわけですが、そういう状況を甲良町としてどう考えるかという点ではどうなんでしょうか。

○北川議長 総務課主幹。

○宮崎総務課主幹 リバーズセンターの方で固形燃料化いたしまして北海道の方へ処理をしていただいておりますが、そういった固形燃料につきましては、有価物の燃料として再度社会に役立てるとということにつきましては、循環型社会の構築にも大きく役立っているというように思っているわけですが、経費的な問題ではまだ課題があるというふうに思っております。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 そこで、この問題はR D Fの方式そのものにも問題がかかってきます。先ほど、7月の広域の議会でも明らかになりました。引受先が非常に先細って、今現在は北海道の王子製紙1社のみと、トヨタ自動車については、突然ではありませんけども、2カ月前に納入停止の通告がされるということで、特別な炉が必要という点で、リスクを持っています。経済的な問題でいうても、修理代6,000万、そして配送費、これ、4,000万を超えて、今回、北海道だけになりますから、それで5,000万を超えるという見通しを事務局が報告されておりました。そして、固形化燃料の売却費は400万行かない。こういう状況で、コスト計算しても、もちろんごみの処理をコスト計算するわけにはいきませんが、だけども、あまりにも負担が大きいというように思いますし、それから、二重の処理費ですよね。つまり、ここで処理をして移動させて、そこでもう一ぺん燃料させると。当初の計画は1カ所でやるつもりだったのが、その計画が狂ったと、変わってしまったということであったわけですが、そういうR D Fの将来性、それから、技術、未完成の点からもリスクを抱えています。この点についても課題は非常に迫っているというように思いますが、検討の状況はどういうような状況になっていますか。ご報告願います。

○北川議長 総務課主幹。

○宮崎総務課主幹 今、議員のご指摘のとおりでございますが、リバーズセンターで製造いたしておりますR D Fにつきましては、愛知県の自動車会社の方へ出荷しておりましたんですが、12月末、使ってもらえなくなりました。1月からは北海道の製紙会社の方へ出荷をしているというような状況でございます。出荷先が遠くなりますと、ご指摘のとおり輸送費が非常に高くなるということでございます。今現在、もっと近くで、近隣でR D Fの利用

先を確保するということが課題となっているところでございます。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 そこで、根本的な解決策をぜひ、行政と住民が協力をしながら、知恵を出し合ってやっていく必要があると思います。昨今の異常気象、それから地球環境の破壊、これは本当に待ったなしだというように思いますが、私たちの甲良町の域内で考えても、世界の分数から言えばほんわずかかもしれませんが、その道理性が広がって、その問題でも解決の1つの貢献になるというように私は思うんです。

そこで、住民参加型の（仮称）ゴミ減量化委員会が立ち上げられて、実効あるごみ行政ができるようにしていきたいというように思うんです。そこで見解を求めますが、一絞り運動を提唱されているわけですがけれども、広域組合としても、また、当町としても成果が芳しくありません。根本の原因は、ごみの社会的、経済的総量が減っていないことにありますが、しかし、行政単位としての責任で、抜本的な分別、減量化を推進していく必要を痛感しています。先進的な取り組みが、他の行政区、自治体にも影響を及ぼして、環境に負荷を少なくする環境社会、循環型社会へと進めていくものだと思うんです。

そこで、行政の一方的な音頭だけではなくて、全体の取り組みにしていく必要、また、持続的な知恵もわいてこないというように思いますので、集約する上でも住民が主体的に参加をしていく、ごみの減量化委員会の組織を準備することが大事だというように思います。

もう一つは、減量、分別の新たな方策、これを提案をしたいと思います。1つは、幾つもあると思いますが、1つは廃油の回収であります。ある町民の方が、ぜひともと要請をされました。まだ不十分な調べであります、その方の家計構成、お二人と聞いていますが、年間約6リットル、この少ない量をベースに2,000世帯が使っているとして1万2,000リットルになります。これの廃油が燃えるごみや畑に流されたり、あるいは下水で処理をされたり、一部が琵琶湖にも流れ込むことになっていると考えています。これを逆に資源として活かせば環境負荷を減らすことができるのではないかとこのように思います。

実は、県内の東近江市の旧愛東町の地域が、昭和56年のときから取り組んでいます。こういうパンフレットにして事業内容、それから住民の参加、それから歴史などが書かれていますし、私も地元の議員に視察案内を要請をして、これを見に行ったことが、視察をさせていただいたことがあります、廃油のプラント、これは液化方式、燃料化方式で、メチルエステル変換／水洗いバッチ式で、1回に200リットルの配食油をバイオディーゼルに変換

することができるというプラントではありますが、それから、もう一つは、私もこの問題を大型化の問題に取り組んでいるときに、ごみを、5割主婦をしていますので、ごみ捨てに行きます。そうすると、本当に毎回いっぱいになるわけですが、このプラスチック、以前、広域組合の方から、リバースセンターからこういうお願いが出されていきました。そのときは冷蔵庫にぺたっと張っているだけで意識はなかったんです。せやけども、そうやな、分けなあかんなどと思って、ペットボトルを分けるのに、これは分けへんな。これはペットボトルと同じ素材じゃないかなというので見たら、そうじゃないんですね。いろいろあるんですね。

ところが、この中にPETと、プラスチックペットと書いているのが幾つもあります。そうでないものもあります。それから、これは卵のパックですが、これにはプラスチックとも、それからPETや、それから、ここに種類がある6つ、7つの種類は書いていないんですね。だから、結局は、これ、つぶして燃えるごみに行っちゃっているんじゃないかなと。ある科学者は、これ1つ燃やすだけで、東京ドームに基準値を超えるダイオキシンが発生するという論文を出しておられますが、そういう点でも、こういうやつがせめて分別すると、量としてもかさとしてもうんと減りますし、資源回収としても有効になるのではないかというように思いますので、この、私の挙げた住民組織と、それから、分別の2つの案ですが、この点について見解なり、また、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○北川議長 総務課主幹。

○宮崎総務課主幹 住民参加の（仮称）ゴミ減量化委員会で、実効あるごみ行政をというご提案でございます。

ごみの減量化につきましては、既に生ごみ処理機購入補助金の交付もいたしておりますし、そして、夏場、生ごみの一絞り運動ということも展開しておりますし、また、この3月にはごみの分別区分の冊子、全戸配布等もさせていただいております。そういったことによりまして、生ごみの減量化を進めているわけでございます。

収集ごみ量につきましては増加傾向にございます。住民一人一人が環境問題を考えていただきまして、資源ごみの分別化やリサイクル化などの自発的な取り組みが必要やというふうに考えております。住民の方と一緒にごみの問題を考える機会を持ちまして、減量化を推進していきたいなというように考えております。

そして、もう1点、廃油回収のご提案でございますけれども、甲良町におきましても、過去に廃食油の回収につきましては、以前、各字の婦人会の方で回収をされておりましたが、現在では回収をされていないのが現状でございます。

ます。廃食油の資源化、回収につきましては、今後の課題といたしまして、近隣の市町でも取り組みをされているところもございますので、そういったところの調査研究をしていきたいなというふうに思っております。

それと、プラスチックの資源回収、資源化でございますけども、きのう、私も西澤議員からいただきました、この食品パックでございますが、これにはP Sと書いてございます。P Sといいますのがポリスチレンということでございまして、これは今現在は燃えるごみでリバースの方へ出してもらっているというものでございます。このことにつきまして、県の循環社会推進課の方にも確認をさせていただきました。これにつきましては、容器包装リサイクル法では、食品パック、P S、そういったものはその他プラスチックで資源化は可能であるというようなことでございます。

しかし、課題もございまして、その他プラスチックにつきましては不純物が多いと。また、用途が少ないとか、コストがかさむとか、また、処理代、要するに、回収しましても処理代が必要やというようなことで、そういった課題がございます。現在、ペットボトル、白色トレイにつきましては、犬上3町で資源化に取り組んでおります。今後、犬上3町の中でこういった形にするかにつきましては、調査研究をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。いずれにしましても、住民の協力が不可欠であるということは思っております。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 ぜひその2つ、言いましたが、PETはペットボトルと同種ですから、PETについては、パックであってもボトルであっても同じ素材ということで回収の中に入れてもらえれば大分変わってくるというように思いますし、基礎調査の調査研究と言われましたが、犬上3町でそろって、そろわなかったらできないということですから、甲良町独自で廃油の問題も、それから、このペットボトル及びプラスチックの分別についての基礎調査をぜひともしていただきたいというふうに思うんです。

それから、広域化の進展がされています。この問題での簡単にご回答願いたいわけですが、今回、質問いたしますのは、旧の湖東町、愛東町の地域が広域計画から抜けました。この点について計画的な基本計画に変更がないのかどうか。この問題をお尋ねするものです。

実は、この裏にはガス化溶融炉大型化の計画のもとでのごみの確保と財政負担確保の分捕り作戦のしのぎが削られている、展開されていると言われております。ここにはごみの減量化とは全く逆行する本質を見ることができます。日野町の山にあるガス化溶融炉の視察研究を受けた議員は、現に24時間燃

やし続けるためにごみが不足する危険があると報告しています。

同じように高島市の施設、これも爆発しましたが、剥離をしましたが、施設に視察に参加したレポートでも、ごみ不足を指摘をしています。国と県の指導そのものが根本から間違っていることを強く指摘すると同時に、本町が自主的な判断を深く働かせて、今回の広域化計画から離脱をして、ごみ処理としてはさらに小さくなり、犬上3町と愛荘町の枠組みでの循環対応のごみ処理システム構築に進んでもらいたいというように思いますが、見解を求めます。

○北川議長 総務課主幹。

○宮崎総務課主幹 広域計画の中で、東近江市が抜けられましたことにつきましてでございますけども、今現在は候補地の方に引き続きお願いをしているところでございまして、そういったことが進みまして、住民説明会等も開催していただきまして、同意が得られました後に、新しい施設の整備構想とか、整備計画を策定するということになっております。具体的な計画、それと目標年次とか、ごみ量に見合う焼却炉の規模とか、機種などを決めていくことになっております。

○北川議長 タイムオーバーやで簡略に。

○西澤議員 最後に、幸いに広域組合の組合の管理者が、我が町の山崎町長になっています。そういう点でも、広域化計画と、それから、町での減量化の方向、それから、ごみ行政の改善、これをぜひとも独自に考える方向で求めていきたいというように指摘をして終わります。

○北川議長 西澤君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩をします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○北川議長 休憩前に引き続き、再開します。

続いて、2番 奥山君の一般質問を許します。

2番 奥山君。

○奥山議員 2番 奥山です。

ただいま議長より質問の許可を得ましたので、質問事項によって質問させていただきます。

この夏休みも終わり、2学期につつがなく、甲良町におきましては事故もなく過ごされて、2学期過ごしておられると思いますが、県内においても、市の主催によりますキャンプの中で、四万十川で2名の方が水難に遭いましたし、また、他府県においても2人の児童が亡くなり、そして、1人が意識不明の重体というようになった水難事故に、また、川に流されて亡くなられ

たというような痛ましい事故が日々の新聞、テレビなどで報道されておりました。

また、遊具におきましても、ちょっと事故に遭われた方は大きいんですが、千里のジェットコースターで即死という痛ましい事故もあり、遊具の点検等に十分注意しなければならないというような問題が起こっておりまして、また、町内におきましても、故意であるかどうかわかりませんが、ブランコやそこらのボルトなんかは、ねじなんか外れたりとかいうようなことも報告がありまして、いろいろ災難は忘れたころにやってくるということがありますので、十分子どもの安全を図っていただきたいと思います。

また、公共施設におきましては、いろいろ教育委員会の方たちも調査をしていただいていると思いますが、地元地域の草の根広場とか公園なんかにおきましては、PTAの方たちをお願いして点検等を進めていただいておりますのか、また、安全点検などをしてもらえるのかを、まずお聞きしたいと思います。学校教育課長にお尋ねします。

○北川議長 学校教育課長。

○山本学校教育課長 奥山議員さんの指摘のありますように、子どもの安全確保ということで、我々教育委員会も、児童・生徒の安全確保につきまして心砕いているところでございます。特に議員指摘のあります池とか河川、それから公園等につきましても、点検等というか、には十分注意をさせていただいておりますけれど、特に河川等につきましては、子どもらに近寄らない、池に近寄らないということで、学校の方からも指導をしていただいております。

また、昨年ですけれども、我々も池等につきまして確認しまして、これは町内ではございませんが、隣接します彦根市葛籠町の方で池がありまして、用水池でございます。2カ所、隣接がありまして、その中で危険と感じましたので、葛籠町の方をお願いしまして、柵等を設置していただくよう、昨年12月22日付で教育長名、また、西小学校長名、連名で出させていただいております。それにつきましては、今年度、葛籠町さん、3池ありますが、そのうちの甲良から要望したのは2カ所ですが、3池につきましては柵を設置することが聞いております。また、今現在、工事に入らせていただいているというふうにも聞いております。そういうこともさせていただいております。

また、公園管理につきましては、この4月から教育委員会に、山のグラウンドは所轄がこちらに来ましたので、6月に安全点検をさせていただいております。また、町管理の公園につきましては、担当課の方から見ていただきまして、平成18年度に遊具の点検をしていただきまして、不良遊具については撤去をしていただいております。

また、草の根ハウス等にありますが遊具については、新聞等の事故等が報告がありましたときには、福祉課の方から、即点検してくださいということで区の方に、各字の方に点検のご案内をさせていただくということをしていただいております。

それと、各学校におきましても、安全管理ということで、遊具につきましてもは年1回、業者によります点検と、それから、毎月ですが、担当の教員によります遊具点検並びに建物点検をしていただいておりますし、それから、例えば校外研修ですが、校外研修に行きますときには、先の下見に行きまして、その現場が安全であるかないかというのを確認し、もし危険なところがありましたら、そこへ近寄らないとかいう指導もしていただいておりますので、それと、各学校におきましても、子どもらの不審者とか、そういうようなことも考えられますので、そういうような不審者対策ということで、各訓練等もしていただいております。今後も、地域の方々とともに子どもらの安全確保に努めたいと思っております。

以上です。

○北川議長 奥山君。

○奥山議員 頑張って安全点検に努めておられることと思います。これからも、何かあってからでは遅いので、十分点検をしていただきたいと思います。

また、ちょっと変わりますが、一昨年ですか、タッチくんを設置されましたけれども、昨年あたりに、今年も尼子のコンビニでちょっと声をかけられたという、ちょっと不審者が出てきたというのも放送なんかで聞かされていますが、自転車等の通学の方たちにも、1人とかそういうときに、夜間というのがありますので、そういうようなときの対応とか、そういうのはありますか。ちょっとお聞きしたいんですが。また、事例を何件かありますかどうか、ちょっと。

○北川議長 学校教育課長。

○山本学校教育課長 通学路の関係でございますが、例えば、今言われましたコンビニから尼子駅に抜けます道でございますが、その中に植栽がございます。クスノキ等がありまして、私も歩道のところ、たまたまでございますが、自転車に乗って歩道を通りました。そのときクスノキの枝が顔に当たるということで、建設課を通じまして県の方をお願いしまして、クスノキの木を切っていただくということで、何年か前に切っていただきました。

また、そのことによりまして、防犯灯があります、その防犯灯の光がクスノキの枝を払っていただくことによりまして遠くまで届くということもありますし、また、タッチくんの、その非常用のボタン等も見やすくなりますので、そういうようなこと、やっぱり何年かに1回ぐらいはしていただこうと

思っております。

それと、あと、不審者が出た場合、これは一昨年でしたか、議会中に長浜の方で子どもさんを殺傷された事件がありました。そういうようなときの町内の方に放送を即入れさせていただきましたし、また、パトロールもさせていただきました。それから、近隣の方で、彦根市の中学校の方に爆破予告、人を殺しに行くという、人殺しに行くという予告の書き込み等がありました。そういうような場合は、町内パトロールということで、1日、その時間前後を含めまして町内パトロールをさせていただき、それからまた、この9月に入ってからですが、これも書き込み等で、保育園に、県内5カ所に爆破ということで、朝9時ということで県の方からも通知をいただきまして、各保育園も見に回るとか、そういうようなことも日夜やっております。

ただ、パトロールですと、放送等で入れさせていただきますが、そのときは時間帯、いつも月曜から金曜まで3時半から約1時間回らせていただいておりますが、それ以外に回っているということは何かがあったということで、皆さん方のご協力をまたお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○北川議長 総務主監、見解を。

○野瀬総務主監 タッチくんのお話が出ました。夕方のパトロールについては青少年育成、教育委員会の方でパトロールを行っていただいておりますが、防犯非常ボタン装置、タッチくんについては防犯ということで、総務課で所管をしております。

尼子のコンビニというお話が出ました。昨年18年から設置をしまして、現在まで11件の通報をいただいております。通報をいただいて、総務課職員が教育委員会とか手分けをして、5分以内に現場に駆けつけるということをしてしておりますが、いずれにしても11件のうちで尼子が7件、金屋が2件、長寺が2件の合計11件でありまして、尼子の多いのは、小中学生の通学路で、傘でぷっとボタンを押したりといういたずらがほとんどでありまして、児童・生徒の子どもたちの安全ということで、非常に危害によつての通報ではなくて、全部がいたずらということで事なきに終わっていますが、いずれにしても町内32カ所設置をしてありますので、甲良町から不審者等々による子どもたちの安全確保という面では、ある一定の抑止効果が働いているというように思います。今後も未然にそれが防げるというふうな抑止効果とともに、地域ぐるみでの子どもたちの安全に努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○北川議長 奥山君。

○奥山議員 どうもありがとうございます。

一応、質問事項として挙げさせていただいたのはこれだけなんです、去る14日に川副議員の一般質問のときに、ちょっと気にかかることがありましたので、ちょっと意見といいますか、それを述べさせていただきたいと思います。

自転車通学のヘルメットの件なんです、昨年より、今年度はかぶる人がゼロなので予算を見ていないという答弁がありました、車もシートベルトが義務づけられているような時代であります。一番弱い自転車でありますと、直接頭にかかるわけですから、自分を守るために、やはりヘルメットというのは、かぶらないからもう事業はやめるというんじゃないで、やっぱり身を守る、甲良町におきまして2年ほど前にそういった事故で亡くなるというような事故があったわけですから、やっぱり支給を、与えて、やっぱりかぶるように勧めていくと、指導していくというのが教育課、学校あるいはその方向だと思います。かぶらないからもうやめるというのでなくて、そういうのがちょっと気になりましたし、それから、校内の中でバイクとか、それを乗り回している生徒がおると。これも見逃しているような段階だということを14日の一般質問のところで返答がありました。これに関しては聞き捨てならんと。やはり公道でありませんで、警察の方が交通で取り締まるということはできないかもしれませんが、やはり責任者である教育長あるいは学校長なりが管轄して、その生徒を補導するとか、そういった手続を早いこととして、悪貨は良貨を駆逐するという言葉もありますから、そういう生徒がいれば、今でも甲良中学校へ入らなくてほかの学校へ入る人が増えてきています。ますますこういった状況になると、そういった、甲良町に入らないでほかの市町の中学校に入るといふようなことが増えてくると、35名で1学級を進めておっても、それも何もならないと思いますので、十分教育委員会の方と、また町の方も力を入れて取り締まりとか、そういった指導のお願いをいたしまして、これは質問じゃなくて、もしお考えがあったらお答えいただきたいと思います。

○北川議長 教育長。

○藤原教育長 今ほど奥山議員からご指摘されました点、現実としてそういうようなこともあるということをおまえて、私たち、言われたとおりの方向で頑張っていかなければというような思いをしているんですが、まず、ヘルメットの件ですけども、実際、本当に私も在職中はなかなかかぶれないというのがずっと続いてきている。かぶらないからやめようというのでは、ちょっと問題点は横道にそれているというようなこと、ご指摘のとおり私もそういうぐあいに思います。予算の方はとってあるんですが、希望される、うちにも沢山ヘルメットが置かれているという実情もありますので、希望される方

のみ買っていただくというようなことで予算化をしてあるんですけども、現実問題としては同じようなことが起こっているということで、これはやはり命を守るということ、そのことの教育を、やはり学校の方でも粘り強くやっていくのと、やはり学校だけではなかなかできない部分もありますので、家庭の方でも同じような気持ちで子どもさんたちに切々と訴えていただく。また、地域の方でもそういうようなことのご指導をいただく。こういう三者の中で進めていくというようなことをいま一度基本に立ち返り考えていかなければならないような思いをしております。

それから、学校の中でさまざまな事件が起こっているということでご指摘がございましたけども、先ほど言われた、子どもたちが学校へバイクで来るというようなこと、1学期の末ぐらいにありましたので、それは駐在所と、あるいは彦根署と連絡しながら、やはりきちっと法秩序を守るというようなこと、そして、子どもの将来もありますので、そういう部分も含めながら指導するというので、まずは親さんにきちっとそのことを理解してもらうことが大事だということで、子どもが来た場合には、必ず親に連絡をして、親に迎えに来てもらうというようなことで1学期末、対応させていただいているというような、それ以外にもいろんな問題があるんですが、やはり学校だけではなかなかできにくい部分につきましては、地域だとか、家庭とか、そういうようなものの協力を得ながらしていきたい。

そして、奥山議員が言われましたように、他の学校に行くというようなことを極力なくしていくという、そして、やはり甲良中学校で一生懸命頑張ってくださいというような、そんな学校をめざして頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○北川議長 奥山君。

○奥山議員 一朝一夕に解決する問題ではないと思いますけれども、日々の指導でよい、明るい甲良中学校、また東西の小学校、学校教育が進みますように、また、ええ人材が生まれますように、どの土台をつくってもらうように甲良町にお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○北川議長 奥山君の一般質問が終わりました。

続いて、1番 山田君の一般質問を許します。

1番 山田君。

○山田議員 1番 山田です。

ただいま許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

かねがねから甲良町の人口が年々減少しているということで、私ら商工会の方ともいろいろそういうことは問題にして議論しているんですけども、ま

ず、次男坊、三男坊の方の土地は、農家の家の方にとっては、土地は十分あるんですけども、次男坊、三男坊の建てる宅地等の問題、そして、私どもの集落でも次男坊、三男坊が家業のお手伝いをしているにもかかわらず、近隣に住宅を建てる土地がないということで、町外に転居し、あるいは、隣の愛荘町の愛知川町さんとか、河瀬の町とか、そういうところから通うという傾向が何件か見られます。また、子どもさんも他町の小学校、そういうところに通学され、甲良町の子どもさんが減少する原因の1つでもないかと思っております。

同対事業も終了し、改良住宅、公営住宅の問題もいろいろ残ってはいるんですけども、ここで町といたしましても、一般の、せんだって町長が答弁の中に、一般的な公営住宅も視野に入っているという答弁もございましたので、どこまでの公営住宅の、そういう建設のお考えを持っておられるのか、ひとつ、お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○北川議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 次男坊、三男坊の対策による、いわゆる住宅政策のあり方についてのご質問をいただいたわけでございます。

本町におきましては、第2次甲良町総合計画というのを1999年に10カ年計画での総合計画の見直しをされてきたものでございます。その中でも集落単位で若者ができる住宅政策のあり方の検討が必要やということが述べられてもおりますし、昨年ですか、国土の利用計画の見直しということで、本町におきましても、そういう対策について宅地をどう求めていくのかということでも議論されてきた経過がございますので、そういう中での、まず対策が必要かなというふうに私自身は思っておりますし、現在、公営住宅等の建てかえ事業も人権課の方で整備、推進をさせていただいているところでございますし、その計画につきましては、公営住宅のストック総合計画に基づきまして推進をされておられるところでございます。まず、その整理から順次入って行って、本当に甲良町が少子化対策にいかにもどう努めていくのかというものは、土地の利用政策からも、どういうふうな形で進めていくのかというのは、今後の大きな議論が私は必要であろうというふうに思いますので、私の、簡単ではございますが、政策上の今後の答弁ということにさせていただきたいと思っております。

○北川議長 山田君。

○山田議員 各集落での懇談会の中で、隣接した土地を農地転用して、次男坊、三男坊のそういう実態ですね。必要性に応じての計画がありましたけども、今現在、どのような件数で申請され、どのような動きになっておられるのか、ひとつ、ご見解をお願いします。

○北川議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 今ほどご質問の件でございますけれども、大きく圃場整備等で行いました農地につきまして、長く転用を規制していた事実もございますけれども、農業委員会の方の建議をいただきまして、土地利用とあわせて農振計画の見直しを行いました。申しわけございません。当初、各字での集約統計をいたしまして、何カ所かの計画は出ておりますけれども、その後の整理数字につきまして、今回、ちょっとデータを持っておりませんので、申しわけございません。土地利用の確定はいたしましたけれども、数等につきましては、どしどし出てきているというような状況ではございません。当初、地元で確認させていただいた段階とほぼ変わりはないというふうに認識しております。申しわけございません。

○北川議長 山田君。

○山田議員 ありがとうございます。

この間の集落懇談会の中で、産業主監がご説明いただいたときに、ある方が、事情があってそういう住宅の事情があってできるのならば、そういうできない人が近隣に土地を持っててもできないとなると、これまた問題ではないかというようなクレームも私も聞きましたので、そういうできる範囲とできない範囲、そういう次男坊、三男坊がおればできるという形で建築許可をとって家を建てるといふ。それは今でも一緒なんですけど、図面等を提示して計画性を示さなければ許可がおりないような形になると思うんですけども、ほかの、もう農業ではなかなか成り立っていかないものですので、そういう許可を得たいという方が私の方にも何件か聞いておりますので、そういう方々にとっては、そういう申請を出されてもなかなか許可がおりないという現状でありますね、今は。ご見解をお願いします。

○北川議長 産業振興課長。

○茶木産業振興課長 ただいまの質問でございますけれども、今現在、農振で見直しをやっております。特別管理の場合には、そういういろんな、次男坊、三男坊対策も含めまして除外をしておりますけれども、そのほかにつきましては、一応、目標は10年ですけど、10年間は農家のための分家住宅とか、そういうふうな形では一部農振の除外の受付をしておりますけれども、それ以外につきましては、例えば、一般の人の分譲住宅のための、要するに宅地造成するとかいうための、農用地から白地に除外するという手続は受けておりません。

○北川議長 山田君。再々に上りましたので、簡潔にお願いします。

○山田議員 そこで、町長にお聞きしたいんですけども、そのように宅地がそういうふうに限られておるといふことで、今、建設主監の方からお答えをい

ただいたんですけど、私もまだはっきりとは把握はできないんですけども、一般的な町営住宅をどのようにお考えしておられるのか、ご返答、よろしくお願いたします。

○北川議長 山崎町長。

○山崎町長 一般向け公営住宅の建設でありますけど、現在、町が進めておりますストック計画につきましては、1次の工事が、私の前、就任する以前より進められております。その分については一応終了まで行いましたが、以後の建設、計画の執行につきましては、現在凍結の意向を示し、職員に指示をしております。

といいますのは、今、公営なり、改良、そしていろいろ地域における滞納の問題とか課題が山積している中で、さらにそういう義務を果たされない中で、さらにこういう事業を進めることはできない。それと、今、議員が質問されていますように、町内、まだ数的にはそんなにありませんが、ぜひそういった住宅も考えてほしいという意向もございますので、できればストック計画の、これは多分議会でご理解いただいてそうなっているんだというように思いますが、再度検討をさせていただきまして、一般的な住宅対策としてさま変わりをさせていけたらということを現在考えております。

○北川議長 山田君。

○山田議員 ありがとうございます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。これもせんだっての14日の奥山議員の一般質問に併用するんですけども、カラス、猿、当町ではイノシシ、そして、若干シカの出没ということで被害をこうむっているんですけども、猟期中ならば猟友会の方に声をかけて、いつでもそういう形をとれるんですけども、猟期中でない一般のときに、猿、イノシシ、危険な動物といえば猿、イノシシだと思うんですけども、そういう子どもさん等に被害を及ぼすような動物が出没した場合、せんだって総務課長の方からロケット花火等々とか、いろいろ用意はしていただいているということが答弁でありましたんですけども、私も十何年前までは猟友会に所属し、狩猟もやっていたんですけども、猿とか、そういう動物は、瞬間的に音をたてれば、一時は驚くんですけども、それが常に音をたてるということはないで、それがマンネリ化して当たり前のようなことになって、それは効果的ではあまりないと把握しておるのであります。

そこで、私の案ですけども、個人的な案ですけども、猟期外におりの設営とか、猿の方もおりがありますし、そういう、町の方にも負担はかかるかもわかりませんが、猟友会との密接な相談をしていただいで、協力をしていただいで、そういう甲種の許可のある人、甲乙丙と猟友会はあるんですけ

ども、甲種のおなの許可のある人、そういう方々をお願いして、一般期間、
狩期中でない期間でも、そういうおなを設置できることを検討していただき
て、そういうおなは町が負担をしたり、そういう労務的な労力も必要ですの
で、そういう方の予算も組み立てていただいで検討していただければありがた
いんですけども、産業振興課長、よろしくお願ひします。

○北川議長 産業振興課長。

○茶木産業振興課長 ただいま議員がご指摘のありましたように、おなにつ
きまして、狩猟につきましてはそれぞれ町が、猿、イノシシ、カラス、ドバト
につきましては町が許可をおろせます。あと、シカにつきましては全県的な
ものですので、県の許可によりまして、一応、駆除ができます。今、奥山議
員が鳥獣保護委員になってもらっておりますので、意見を聞きまして駆除、
あと、狩友会の方に日程調整をしましてやらさせていただいているというの
がいつもの状況でございます。ただし、狩猟期間が11月15日から2月の、
普通は15日、シカは2月末まで狩猟期間がございますので、その期間を除
いて、一応、駆除という形でやらさせていただきます。

現状的には、本町では5月から6月の間に3回、許可の期間は1カ月間
ですので、4週間しかございませんので、一応、3回、5月から6月にやら
させていただきます。あと、イノシシと猿につきましては狩猟が終わって
から、だから、3月にもう3回やらさせていただきます。猿とイノシシに
つきましては年間6回、カラスとドバトにつきましては、5月と6月の間で3
回やらさせていただきます。これも全部皆さんの協力を得てやらさせて
もらっております。

議員の指摘のありましたように、おなにつきましては、あれも許可が要
りますので、これも許可を受けてやりたいと思うんですけども、ただ、今
まで甲良町でやったことがございませんので、ちょっとやり方もわからない
ということで、ほかに聞きまして、経費面も含めましていろいろやってい
きたいと。豊郷では、そういうおなの、委託料の中に含んだりしてござ
いますので、ゼロではないと思うんですけども、ただ、幾ら要るとか、ど
ういうものが要るとかというのは全然わかりませんので、これから研究
してやっていきたいというふうに思います。

○北川議長 山田君。

○山田議員 子どもさんや、そして農家の方の農作物に被害が、今現在、農
作物だけで済んでいるかもわかりませんが、子どもさんに万が一のことが
あれば、あつてからでは遅いと思うので、検討していただいで、前向きに考
えていただきたいと思ひます。

これで、質問を終わります。

○北川議長 山田君の一般質問が終わりました。

ここで、少し早いですが、お昼の休憩にします。再開は13時ジャスト。

(午前11時25分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○北川議長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほどの山田君の一般質問の答弁で、一部修正がありますので、産業振興主監から報告します。

産業振興主監。

○中山産業振興主監 失礼いたします。今ほど議長の方からありました、山田君の町営住宅関連の質問で、うちの方からご答弁させていただきました関係でございますけれども、今進めております特別管理、その後の農振の変更の受付に関しての内容でございます。今後の対応につきましては、通例年に一度受付を行うという計画で考えておりますが、説明の中で、農家住宅に限定という格好で申しましたけれども、一部、中調整を行っておる経過の中で、二、三男対策住宅も含み、非農家の方も、農家関連での影響についてはありますけれども、二、三男対策住宅も含み、協議により受付を行うということで、今後、この内容につきましては広報等で提示し、やっていきたいと考えておりますので、訂正方よろしくお願ひしたいと思います。

それと、特別管理の関係で皆さんに協議いたしまして、地元に出た件数が34件ございまして、その後につきましては協議はございましたけれども、受付申請はゼロでございます。よろしくお願ひいたします。

○北川議長 続いて、6番 藤堂君の一般質問を許します。

6番 藤堂君。

○藤堂議員 6番 藤堂です。

議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

きょうは防災についてということでお伺ひいたしますし、特に耐震診断について伺ひたいと思います。阪神大震災から11年を経過、新潟・中越地震が2004年10月に、続いて新潟・中越沖地震、新潟・中越地震から、本当に周期的に見て、新潟・中越沖地震ですか、誰もがこんなに短い期間で起きるとは想定しませんでした。ちなみに、阪神・淡路大震災はマグニチュード7.2から7.3だったと記憶していますが、このような状況の中で、昭和56年5月に建築基準法が大きく改正されました。耐震基準を満たさない木造建物が多く倒壊したことは記憶に残るところです。滋賀県においても琵琶湖西岸断層地帯の長期評価の公表、今後30年以内の地震発生確率として、東南海地震が60%で、マグニチュードが8.1、南海地震は50%で、マグニチュード8.4という、本当に強い地震が予想されております。地震調

査推進本部より示されていますけれども、滋賀県防災プログラムでも、みずからの命や財産、みずからの地域はみずから守るとなっています。甲良においても有事のときの一時避難場所、また、拠点避難場所も規定され、それに見合う訓練も実施されておりますが、建物が崩壊し、瓦れきの下ではどうしようもありません。少なくとも建築基準法が大きく変わった56年5月以前に建築された木造建築は、耐震診断を受け、みずからの命や財産を守り、行政はみずからの地域を守らねばなりません。

そこで、お尋ねをいたしますが、拠点避難場所は大丈夫だとは思いますが、総務主監に伺います。各集落の一時避難場所の耐震状況はどうか、伺います。

○北川議長 総務主監。

○野瀬総務主監 一時避難場所の耐震診断でございます。今議会によります、平成18年度の決算書でもご報告いたしましたとおり、平成18年度に6つの集落の集会施設、いわゆる一時避難所の指定をしている集会所のうち、6カ所を耐震診断をいたしました。これは、集落懇談会で避難したときに、耐震上問題があるときに、壊れたらどうするんやという提起も受けて内部で検討した結果でございます。

在士、尼子出屋敷、北落、正楽寺、横関、草の根ハウスと尼子の会議所があります。尼子の会議所は、昭和44年の鉄筋コンクリートづくりであります。あとは、横関が鉄筋づくり、それから、あとは木造の建物であります。ただ、北落と正楽寺は耐震の基準とされています建築基準法、昭和56年5月30日以前に着工ということからすると、北落は昭和57年、それから、正楽寺は59年でありましたが、木造の一時避難所でありますので、この2カ所も追加をいたしまして耐震診断をいたしました。x方向、桁行き方向でありますし、y方向、φ方向、いずれも構造評点0.7を下回る施設という診断の結果が出ました。したがって、耐震補強をしなければならない一時拠点の避難所というふうになりました。

したがって、今後、これらの施設について、集落単独では耐震補強改造が、協議の上行っていくわけですが、集落とともにデータを報告しながら今後の対応策を検討してまいりたいというふうに思っております。

○北川議長 藤堂君。

○藤堂議員 そうすると、0.7を下回っているのは北落と正楽寺という回答だったと思うんですけども、これ、耐震基準で0.1上げるのに相当な費用がかかるとのことなんです。当然、2カ所についても耐震補強をしていかなければなりません。名義上は町の名義になっていると思うんですけども、管理は各字がしております。これは本当に集落の、いわゆる財政も徐々に弱

まっておる中で、集落独自で補強しなさいというのは本当に酷な部分があると思うんですけども、その点、本当に集落住民が命を預ける場所ですから、一刻も早い補強をお願いしたいんですけども、補助金等の関係については、現時点ではどのような考え方があるのか、お教えてください。

○北川議長 総務主監。

○野瀬総務主監 ちょっと答弁不足であった点について補足をさせていただきます。

6つの一時拠点避難所の耐震診断をしましたが、6つの施設、いずれも耐震不足ということで、6つの施設とも耐震補強しなければならない施設というデータでございます。したがって、0.7をどの施設も上回らなかったというふうな結果でございます。

次に、集落の所有施設ですので、いずれにしても集落が事業主体でゴーサインを出していただくというのが協議による方向づけであります。いわゆる地震多発の日本列島において、県と国の制度がありますので、そこに町の補助金を上乘せするなりして耐震データを出し、補助制度を提示をしながら、新年度の新規の助成施策として新たな制度を検討した上で集落に提示をしていきたいと思っております。

1つが県の補助制度で、コミュニティ防災力向上促進という補助メニューの中での一時避難所等々の集会所の耐震改修に補助金が出ると。木造において、県の補助金の限度額は200万円、県が200万円出すということは、町も同額を出して県が補助金を出すということになりますので、いわゆる地元3分の1、町が3分の1、県が3分の1という、そういう補助要綱になりますので、県が200万円、町が200万円、木造では400万、それから、非木造では、県が250万円、町が250万円の500万円の、そういう制度がありますので、一応これを視野に入れて、町が新規施策として内部検討を加えた上で、新年度のそういう方向を出していきたいなというふうに思います。

もう1点は、国の総務省、消防庁からの起債の制度があります。公共施設等耐震化事業、事業主体は町になります。そして、起債の事業でありますので、事業費の90%が起債充当、防災対策事業債という起債充当になります。そして、交付税の元利償還金の交付税算入は50%という制度であります。今、これについては県に照会していると、ほぼいけるであろうと。公共的施設やというようなことで、町が事業主体になりますけれども、そういう制度がありますよということではありますが、もう一度、これについては、町が事業主体になりますので、本当の公共施設扱いになるかどうかについてはもう少し県と調整をしたいというふうに思います。

2つの制度がありますので、集落にとってどちらが有利か、そして、町の財政負担も極力軽くなるような制度に乗って行って、新規の施策を内部で十分検討して、耐震データとともに補助制度を出して、集落と協議というふうにしていきたいと思っております。

以上であります。

○北川議長 藤堂君。

○藤堂議員 今、2つの事業内容を説明していただきました。本当に住民の駆け込み寺的な部分ですので、一日も早い補強計画をしっかりと組んでいただいて、住民に安心感を抱かせていただきたいと思っておりますし、今現在、一時避難場所の標識がしっかりと立っております。これは耐震ができていないから外すわけにもいきませんが、本当に恥ずかしくない避難場所にしっかりと仕上げて行ってほしいなという思いでございますので、よろしく願いをいたします。

また、甲良町においては、本当に昼間でもうちの村の建築士さんに来ていただくんですけども、重要文化財等がありますので、個々に、個人的にどうできない部分もありますけれども、町の、いわゆる図書館ですか、ああいうふうに、本当に診断員さんと相談されながら補助対象に乗っていったという部分がありますので、この部分も申しわけないんですけども、そのときに乗せていった部分があります。そういう点で、そういう部分も考慮願いたいと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

次に、一時避難場所の、いわゆる耐震計画等で、安全確保ができたとしても、個人の建物が崩壊の下敷きとか、また、家具等の転倒でけがをして、一時避難場所までいけないという部分の方が先に発生してまいります。

そこで、お伺いしたいんですけども、56年5月以前に建築された木造建築は、おおむね何棟あるのかなという思いと、現在までの耐震診断を受けられた戸数、それによって補強された戸数等をお願いをしたいなと思っております。

○北川議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 ご質問をいただきました件でございますけれども、平成17年度に耐震化に向けて検討を重ねてきております。その中で、本町におけます木造住宅でございますが、5,471棟ございまして昭和56年以前に建設されました住宅につきましては1,573と調査で上がっております。それから、無料耐震化のPRを行いながら耐震診断をお願いしているわけでございますが、平成15年度から実施をして参っております。平成18年度までの累計でございますが、24件の診断をしていただいているものでございまして、補強されている住宅については、まだ現在はございません。

以上でございます。

○北川議長 藤堂議員。

○藤堂議員 昭和56年にこだわっての質問でしたけれども、実際には平成12年の柱とか壁のねじれ現象ということで、ほとんどの住宅が耐震診断を受けてみる必要があるという部分なんですけれども、24棟受けられても、まだ補強が1件もなしというような状況は、お金も絡む部分もあるんですけれども、これはやはり行政ももう少し力を入れていただきたいなという部分がありますので、これから申し上げるのは、私のお願いの部分ほとんどだろうと思うんですけれども、国土交通省の住宅局から出されております、「誰でもできるわが家の耐震診断」ですか、このような資料があります。これで各自が診断をしていただいて、いわゆる防災、耐震に対する知識の向上を図っていただきたいという思いでしておりますし、また、2つ目には、甲良町在士で、本当に在住の方で耐震診断員に登録されている方が5名あると聞いておりますし、また、その耐震診断員さんは、本当に2級建築士さんですか、その方々が講習を受けられたら、誰でも資格が得られるという簡単な部分だと聞いておりますので、その辺の掘り起こしもしっかりとさせていただきまして、行政で、いわゆるこのような勉強会の開催等を開催していただいて、住民が本当に自分で命を守るという部分に、いわゆる有料でもお願いをできないかなという思いがしておりますので、この2点について、まず伺います。

○北川議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 まず1点目の、「誰でもできるわが家の耐震診断」、これは県の方から部数を、17年度も少しいただいておりますし、また今年度にも少しいただいている状況なんですけれども、全戸配布をやっていききたいということで、県の方にすべての配布ができる部数をお願いをいたしまして、部数を取り寄せております。それがまとまり次第に、また自治会さんの方を通じまして、区長さんを通じて、これは全戸配布をしていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それとまた、広報活動につきましては、今年度の7月の「広報こうら」に、自分の住まいを知ろうということで、広報にも記載をさせていただいております。こういう診断を受けられますよということでお願いをしておりますので、また、広報を見ていただいて、周知の方のご協力もしていただけたらありがたいなというふうに思います。

それと、もう1点目の建築士さんの診断業務でございますが、今年度、平成19年度で補正予算をお願いをしております甲良町耐震改修促進計画というのを定める、国の補助を2分の1もらいながら定める計画をしておりますので、この計画の作成業務の1項には、地域の自治会との連携ということがうたわれておりますし、また、そういう耐震診断の診断士との連携ということ

でうたわれております。こういうことで自治会とも連携しながら、集落の、いわゆる会議なんかをもって診断のそういうことを計画の中に入れ、検討していきます。また、地震ハザードマップの作成を同時にしたいと考えています。そういうふうな考え方で今年度補正をお願いしておりますので、通りましたら事業の作成をして、順次、集落説明会なり、そういう派遣さんの診断の内容なんかも皆さんにお知らせをしていくような方向づけも定めていきたい、このように考えております。

以上です。

○北川議長 藤堂君。

○藤堂議員 「わが家の耐震診断」というのは、一応、全戸配布をするという回答ですし、促進計画については、作成次第、自治会と連絡をとりながらという話なんですけども、2点目の自治会との連携をとりながらという部分なんですけれども、本当にこの部分、例えば、在士なら在士、尼子なら尼子で、その地域の方が、いわゆるこれの講師さんになって勉強会を開いていただきますと、本当に親身になった相談ができてまいりますし、その辺のところ辺もきちっと集落の、行政主導でなく、この辺は集落の主導で進めていただきたいなというふうに思っておりますので、くどい質問になりますけども、よろしく願いをしておきます。

それから、専門家の無料診断、いわゆる目で見ての話なんでしょうけれども、補強が必要とされる、その部分はいわゆる補助金3万円があるということで、多分先ほどの受けられた人が、24棟全部受けられていると思うんですけども、そこから先に進まない、この辺が非常に大きな問題がありまして、何で進まんのだろうという思いをいたしますと、それ以上の見積もりは、業者さんにすると二、三日かかる。天井裏にも上がるのに傷がつく。柱の下に入るにも、本当に近年の住宅ではなかなか入れないし、基礎石の上に柱が1本載っておっても、それは0.7の中から減額されていってしまって、布基礎というんですか、それを設置しないと通らないし、また、基礎的な部分とつないでおかないとならんということで、なかなか先ほども言いました、0.5とか0.1上げるのにすごいお金がかかってしまうというような形で、それより前に進まない。進んでも1,000万とか1,500万とかいう話になってしまうというような部分のお話を聞いておったんですけども、その部分についても有料見積もり、耐震に合わせた有料見積もりになってくるんですけども、そこまで行かなくても、やはり、いわゆる業者さんの有料見積もりになっても、行政がその時点までは補助していきましようというような制度があると、やはりその辺までは踏み込んでいって、あとは自分の自己判断というような、任せていく部分になってしまうんですけども、そ

の辺、滋賀県には、いわゆる有料見積もりの補助制度は私はないと思っておるんですけども、全国的に見てもらいますと、インターネットの知識で申しわけないんですけども、全国的にはあるという思いがしますので、その点、甲良においても本当に、前の勉強会においても大野議員なり、西澤議員からいろいろ質問が出ておりました。特に大野議員の倒れてから何百万補助しても間に合わんのやと。予防の段階で補助をしたらどうやというような、本当に意見がありました。その点について、主監、どうですか。

○北川議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 今もおっしゃられていましたが、県については見積もりに対する補助制度はございません。今現在3万円で無料診断をやっているわけですが、逆に、もう一つ、精密診断を受ける制度もございません。これは、国の制度を活用して県が補助を出している制度でございます。これについては事業費が20万円で制度化されているものでございますので、できればこういう精密診断を受けていただくというふうなことで周知徹底をして整理をしていきたいなというふうに思っておりますし、補強の見積もり、これは多種多様、いろいろなご家庭がございますので、いろいろな制度もございます。金額を限定して補助をするのはというふうな問題もございますけども、これについてはそういう精密な部分の診断をしていただいて、どうあるべきか、個人の財産を守っていくという考え方から、そういう精密診断を使っていたら診断業務に入っていたらどうかなど。事業費的にはお金をちょっと持ち出しをしていただかなければならないという状況もございますけども、今はそういう考え方で思っております。

○北川議長 藤堂君。

○藤堂議員 精密診断の20万円の部分はあるけど、町、県にはないという返事なんですけれども、1点だけお聞きしておきたいのは、この精密診断を受けて、いわゆる自分の思っている金額がオーバーしていて、到底補強の段階に踏み込んでいけないというときの20万円の補助金、これは受けっぱなしでいいのかどうか、その点だけ。

○北川議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 この補助制度につきましては、いわゆる無料診断の部分と同じでございますので、診断をしていただくと、精密的にもっとどうあるかとしていただくだけの制度でございます。その後、住宅の改修をどうようにするのかという、また制度もございまして、それについては県の方で制度も設立をされておられます。ちなみに300万円以上の事業費で対象でやられた場合には50万円の補助を出そうというふうなことで制度化をされておられますので、こういう制度化についての流れも、今回の委託料で補

正をお願いしておりますので、その中でしっかりと基本計画を立てて耐震診断の計画業務を定めていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○北川議長 藤堂君。

○藤堂議員 本當に何回も言うことですがけれども、耐震に限つての質問ですので、これ以上横に広げることにはできませんけれども、本當に、いわゆる一時避難場所から拠点避難場所に移動していく道路等も本當にしっかりと示されておられませんし、いろいろな意味でまだまだ住民が行政が頼りにしている部分がありますけれども、本當にしっかりとした、いわゆる看板まで上げた以上は、一日も早い住民の安全を守るような施策を講じていただきたい。いかに行政が力を発揮しても、本當に第1のあれは、生命を、財産を守るのが行政の仕事だろうと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

最後になりましたけど、もう1点、これは本當に要望的なもので申しわけないんですけども、10月1日より気象庁から緊急地震速報というんですか、これがテレビ、ラジオを通じて流されます。これは一長一短ある部分があるんですけども、混乱を招くとかいろいろな意味が言われておりますけども、少しでも安全な場所に身を置くという意味では、私は効果があるというふうに思っております。

それで、ネット等をのぞいておりますと、このシステムなんですけれども、モデル実験の概要という、システムのこれがあるんですけども、このシステムで静岡の方なんですけれども、夜中にこの放送が流れると。職員が防災無線のスイッチを入れることなくシステム的に、いわゆる自動的に防災無線のスイッチが入って、あと何秒後に何ぼぐらいの地震が襲ってきますよというようなシステム放送が可能だと聞いております。これは、本當に不安をあおるというような考え方もあろうかと思うんですけども、本當に一時的に、家の中におつても外におつても、安全な場所に二、三秒あれば移動できるという部分がありますので、しっかりと町長にお願ひしたいんですけども、町長、この点、ちょっと思い切つたあれでシステム導入をお願ひしたいと思ひます。

○北川議長 町長。

○山崎町長 本當にいい提案をいただきました。10月1日より緊急地震速報がテレビ、ラジオを通じて行われます。また、携帯業界では電話を使つての地震システムの開発も進んでいるということを知りますし、私どもが現在持っております防災無線をさらに活用できるような検討も現在進めております。ある程度費用を投入すれば、そういったことが可能になるというような話も聞いております。テレビ、そして地デジに変わつたりとか、携帯とかという

ような方法はされても、これを受信する手だてを持っておられない方もあるわけですので、ぜひ現在手持ちの全戸に配布されております防災無線の活用を検討したいというように思います。

こういうような緊急地震速報、本当に短い時間での対応であります。安全な場所に身を寄せ、まず、自分の生命を守ることが大きな目標でございますので、全町民に周知徹底するような方策、施策を講じていきたいというように考えております。

○北川議長 藤堂君。

○藤堂議員 ありがとうございます。本当にシステムの導入をしていただきますと可能になりますので、本当に決断をいただきたいなという思いがいたしますので、よろしく願いいたします。

それから、この質問に対して、私、見ていなかったんですけども、提案をいただきました。

家の中の一部に安全な場所の確保をするという意味で、家庭用のシェルターが20万から60万ぐらいでできるという新聞報道であったそうです。家の倒壊等について、本当にいろんな面で、いわゆるお金が絡んできて、なかなか何千万という改修はできない。これぐらいの部分で本当に家の中、家が倒れても身を守るようなシェルターが本当にあるのなら、新聞であるんでしょうからあるんでしょうけども、その辺のシステムの、いわゆる補助金なり、行政の今後の課題として頭にとめておいていただいて、いわゆるそっちの方も優先してお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしく願いします。この制度、何か主監、聞いておられますか。

○北川議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 聞いておりません。申しわけないです。

○藤堂議員 そしたら、また、ひとつ、西澤議員が言うていますので、よろしく願いします。

○北川議長 藤堂君。

○藤堂議員 これで、私が予定しておりました質問をすべて終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○北川議長 藤堂君の一般質問が終わりました。

続いて、11番 池田君の一般質問を許します。

○池田議員 11番 池田です。

ただいま議長の許可を得ましたので、最後に質問させていただきます。

まず、かねてからいろいろと議員さんの中からふるさと交流村構想についてご意見がございました。また、いろんな町長の説明等もありました。十分把握はしております。どこの町でも、本当に今の国税の減る中で、大変ご苦